

大口町告示第64号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年5月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成17年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、骨粗しょう症検診及び歯周病検診」を「及び骨粗しょう症検診」に改める。

第3条ただし書中「妊婦にかかる歯周病健診は」を「大口町がん検診推進事業実施要綱（平成26年大口町告示第60号）の規定により交付されたがん検診無料クーポン券を使用して受診したがん検診については」に改める。

第4条第1項中「保健センターにおいて」を「町が実施する」に改め、同条第2項中「又は歯科医院（以下「医療機関等」という。）」を削り、「受診しようとする医療機関等」を「受診しようとする医療機関」に改める。

第6条中「がん検診等の申込に合わせ」を削る。

第7条第2項中「医療機関等」を「町及び医療機関」に改める。

別表1がん検診の表医療機関検診の部乳がん検診の項検診内容の欄中「X線直接撮影（MMG）」を「X線直接撮影（MMG）又は超音波検査」に改める。

別表2健康診査の表歯周病予防健診の項を削る。

様式第2中「医療機関等」を「医療機関」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。